

## 道路運送法第9条第4項に規定する協議会について

## 1 道路運送法の改正について

## これまで

## 【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

**旧** 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

## 施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

## 令和5年10月1日以降

## 【公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

**新** 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

## 【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

**新** 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

## 2 西東京市における地域公共交通会議と協議会について

## 地域公共交通会議





## 所掌事項

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づく、西東京市の実情に応じた適切な旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 西東京市交通計画に掲げられた施策の推進に関すること。
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成又は変更及び実施に関すること。
- (4) その他交通会議が必要と認めること。

## 運賃協議分科会

運賃、料金等について協議し、協議がととのった場合に証明書を作成

## 【構成員】

-  西東京市長又は西東京市長が指名する者
-  当該一般乗合旅客自動車運送事業者
-  関東運輸局長又は関東運輸局長が指名する者
-  一般公募による市民